

# 法務の眼 Legal Eyesight

## 人材育成への取組み ——オリコの「法務部研修生」制度

株式会社オリエントコーポレーション  
コンプライアンスグループ法務部長

田村篤史 (Atsushi Tamura)

### 1 はじめに

昨年4月に法務部長に就任しました。私は法学部出身ですが、学生時代それほど真面目に勉強していたわけではありません。また、過去、自ら法務部を希望したこともありません。そのような私が「なぜ」法務部長になったのか。その大きな起点になったのは、今から約20年前に「法務部研修生」（以下「研修生」といいます）を経験したことにあるとあって間違いのないでしょう。

オリエントコーポレーション（以下「オリコ」といいます）は、クレジットカードやオートローン等の金融関連事業を営む会社で、日本全国に拠点展開しているため（近年はタイ等の海外にも展開しています）、地域限定以外の社員には全国規模で転勤があります。私は、1992年4月に入社して神戸支店に配属後、名古屋支店を経て、2000年10月、研修生として法務部に着任しました。先輩社員に研修生経験者はいましたが、まさか自分になるとは思っておらず、はじめての本社勤務ということもあり、大変緊張して初入社日を迎えたことを覚えています。

本稿では、オリコの研修生制度を紹介します。2022年8月から11月に開催された経営法友会の「新任法務責任者の要諦」に参加した際、たま

私が研修生のことをお話ししたことがきっかけとなり、事務局より執筆の依頼がありました。新任部長として、このようなおこがましいことができる立場にないと思いますが、「人材育成」は法務部にとって永遠のテーマですので、オリコの事例が少しでも皆様のご参考になればと思います。

### 2 研修生とは

研修生とは、法務部に1年半（私のときは1年）在籍し、業務に関わる法律知識を集中的に習得する制度です。開始されたのは1994年4月で、ちなみに現在の私の直属の上司であるコンプライアンスグループ長（常務執行役員）が第一期の研修生です。

この制度の狙いは、業務に必要な法律知識を習得するとともに、業務遂行における法的問題点の洗い出し、それを解決する法的思考力（リーガルマインド）の習得を通じて、法務スキルを有する社員を育成することにあります。研修修了後は、営業店、本社各部に異動し、習得したスキルを活かしながら業務に従事します。

期間中に習得する主な法律知識は、民法、民事訴訟法、会社法、消費者契約法、割賦販売法、貸金業法、特定商取引法、個人情報保護法、景品表示法等で、一般法のほか業務に関連する法律を含みます。

また、クレジットカード会員規約やクレジット加盟店契約等、顧客、取引先と締結する約款についても学習し、紛争発生時に適用する根拠条項がいずれになるかなどの知識も習得します。さらに、各部から依頼される契約書の検討、稟議の処理等もOJTとして行います。また、オリコでは毎月1回のペースで「LEGAL ダイジェスト」と称する法務情報を全社員向けに発信していますが、こちらの執筆も担当します。「LEGAL ダイジェスト」は、書面（A3サイズ）にして1～2枚のもので、業務に関連する

法律の改正等を中心にテーマを選定していますが、研修生にとっては最初の執筆を行うことが大きな登竜門になり、最近では、「印紙税法入門」として、印紙税法上の基礎知識をQ&A方式で解説しました。さらに、営業店社員向けの法務研修の企画、資料作成といった業務にも携わるなど、研修生が携わる範囲は多岐にわたります。

また、研修生には資格取得にも積極的に挑戦してもらいます。クレジット業界の代表的資格である貸金業務取扱主任者をはじめ、個人情報取扱主任者、コンプライアンスオフィサーのほか、ビジネス実務法務検定2級等をその対象にしています。

これらの育成プログラムは、部の中堅社員がトレーナーとして作成し、指導することが代々受け継がれています。

以上のとおり、まさに、法律漬けの研修期間を過ごしてもらうことで、法務スキルを身に付けてもらうことを狙っています。

### 3 研修生の効果

今までの内容を読まれた読者は、①たった1年半で本当にそれだけの知識、スキルの習得ができるのか？ ②修了後は各方面に異動することのだが、本当に学習したことを生かすことができるのか？ といった疑問をお持ちになるかもしれません。

①については、確かに1年半という期間では、法務担当者（法務部員）に必要な知識、スキルをすべて習得することはできません。しかし、ここで重要なのは、研修生制度は決して法務担当者（法務部員）を育成しているわけではないということ。オリコの各部門で必要になる、主要な法律知識を集中的に学習するプログラムとしていますので、きわめて専門性の高いものは除外しており、法務部以外の各部署で携わる業務範囲でいえば、ほぼ、必要な知識が習得できるといえるでしょう。また、研修生になる社

員は大半が20代後半の若手社員であり、当該若手社員が集中的に学習する勢いは、ときとして私たちの想像を超えることがあり、期間としては十分といえます。

②については、①がクリアされるに伴って解決しますが、異動後の部署で、法的な疑問点が生じたときに、「研修生出身のA君に聞いてみよう」と頼りにされることは往々にしてあり、また、他部署から同じ法務部に問い合わせてもらっても、研修生出身のA君から問い合わせをもらった方が、法務部としてもよほどスムーズなやりとりができます。

なお、これは私の実体験ですが、私は研修修了後、営業店に配属されました。この時、担当した大型のクレジット加盟店が営業停止することとなり、早期の債権保全が必要となりました。支店長、課長とともに加盟店と交渉する際、研修生時代に学んだ契約条項の知識を元に、私が主導して交渉を行った結果、債権保全を円滑に行うことができ、大きな損害発生に至らずに済みました。支店長からは「田村君がこの支店にいてくれて本当によかった！」といってもらい、このことは、その後の私にとって大きな自信になりました。

このように、たった1年半の期間といえども、研修生として学ぶ意義は大いにあります。現在、オリコでは、研修生出身の多くの社員がさまざまな方面で活躍しており、その中には、役員、部長、支店長といった要職を務める者も少なくありません。

なお、法務部の実務的な立場からいうと、1年半という期間だけを見れば、教えるコスト（労力）に比べリターン（効果）は少ないといわざるをえません。しかし、日々成長していく研修生の姿を見ることは法務部員の喜びですし、修了後、さまざまな方面で活躍してくれる姿を見ることは、それ以上の喜びです。研修生として学習した知識はその社員の財産となり、その社員が会社の人的資産になっていくのだと私は考えています。

## 4 研修生の今後について

今後は、当然、研修生制度を継続しつつ、研修修了生のその後のキャリア形成にもできるだけ関わっていきたいと考えます。たとえば、法務部員としての適正が見込まれる社員について

は、数年後、法務人材、幹部候補として戻ってきてもらうこと等です。冒頭、触れたとおり、人材育成は法務部の永遠のテーマです。約30年にわたって続いてきた研修生制度をより発展的なものにして、法務機能の強化につなげていきたいと思えます。

# CATCH UP! HOYUKAI

## 01 インフォメール配信形式変更のお知らせ

これまで配信していたインフォメール（「経営法友会インフォメール No.〇〇」）は、2023年1月から配信形式が変更になりました。

引き続き受信希望の方は、「個人アカウント」をご登録いただき、【受取り希望】のチェックをお願いします。

登録方法の詳細は、トップページの右上の「HP利用方法」から「ホームページご利用ガイド」をご覧ください。

## 02 本誌の電子化に伴うご案内およびお願い

かねてからご案内のとおり、本誌創刊号から406号（2007年12月号）までを電子化し、会員の皆様にはすべての会報誌をご覧いただけるように準備を進めています。会員への公開は、1月下旬を予定しています。

なお、公開を望まない場合は、大変恐れ入りますが、ご論稿のタイトル、掲載号を明記して、事務局までお知らせください。本文は非公開とし、目次のみを公開します。紙媒体のみ許諾するなど条件を付していただくことも可能です。

また、これまでどおり会報誌はご登録住所宛てにお送りいたします。

ご不明な点等につきましては事務局までお問い合わせください。

## 03 アーカイブ配信のご案内

第4回日中企業法フォーラム（12月3日（土）開催）

- テーマ：「デジタル時代の個人情報保護  
～個人情報保護の最前線」

- アーカイブ期限：1月31日（火）17時

第22回経営法友会大会（12月9日（金）開催）

- テーマ：「次世代の企業法務  
～経営法友会の次の50年に向けて」

- アーカイブ期限：1月31日（火）17時

## 04 申込受付中の研修講座

詳細は、同封されている「『2022年度 経営法友会研修講座』のご案内」をご覧ください。お申込みには、「個人アカウント」のご登録が必要です。

### 基礎強化講座

〔独占禁止法〕（再配信）

- 申込期限：3月3日（金）17時

- 受講料：33,000円（税込み）

〔5つの実務法令〕（再配信）

- 申込期限：3月17日（金）17時

- 受講料：44,000円（税込み）

〔会社法〕（再配信）

- 申込期限：3月17日（金）17時

- 受講料：44,000円（税込み）

## 05 来年度の年会費請求

来年度の年会費請求書は、2023年2月にダウンロード用URLをご案内する予定です（お支払期限：5月末日）。郵送のご希望は事務局までお問い合わせください。URLは、法人アカウントにご登録のメールアドレスにお送りいたします。